

長崎労働局発表
平成27年10月30日

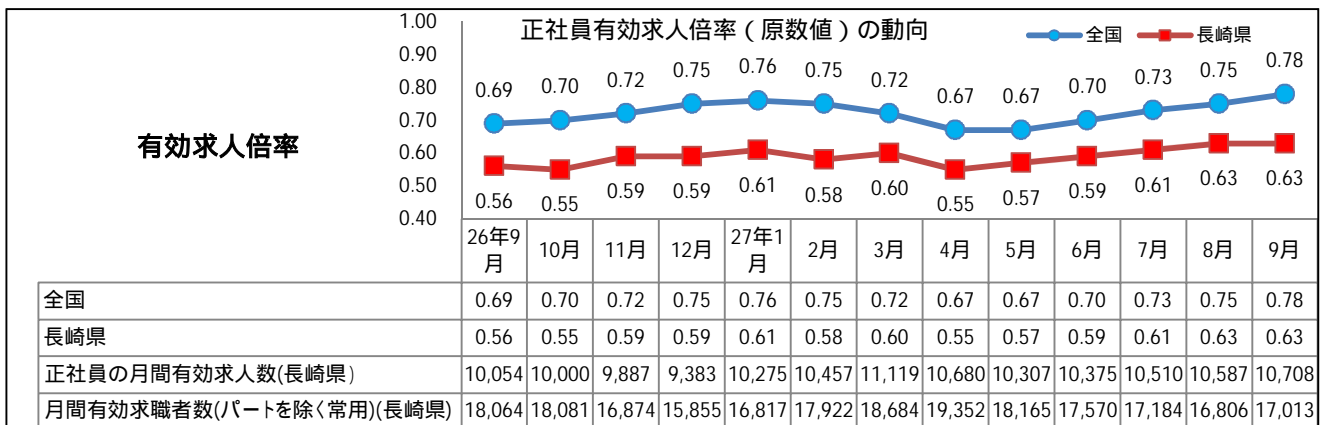
【担当】
職業安定部職業安定課
課長 志潟 純治
課長補佐 木場 善英
電話： 095-801-0040
FAX： 095-801-0041

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施及び若者雇用促進法、改正労働者派遣法、女性活躍推進法等の周知・啓発の取組みについて

雇用情勢が着実に改善する中、長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、12月末までを「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の期間として、キャンペーンを実施します。

また、「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」、改正労働者派遣法、女性活躍推進法等の円滑な施行のために事業主等に対する説明・要請等を実施します。

1 長崎県内における正社員有効求人倍率等



2 長崎労働局における取組

(1) 長崎労働局正社員転換・待遇改善実現本部の設置（10月19日）

(2) 関係団体・事業所訪問による要請

- ・経済団体等への訪問による説明、要請等の実施（11月中）
- ・長崎地方労働審議会、新卒応援本部等における説明、要請等の実施（12月中）

1. 関係法令の周知徹底

改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底

労働契約法の無期転換ルールやその特例の周知啓発の徹底、パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いの防止等の周知・徹底

2. 正社員転換等に向けた支援

(1)ハローワークによる正社員就職の実現

正社員求人確保に取り組み、正社員就職の実現を加速

(2) 正社員実現に取り組む事業主等への支援

「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」を新たに導入しようとする企業に対するコンサルティングやセミナー等の支援、人材育成の促進

ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の促進

トライアル雇用奨励金によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現

(3)派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置

派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発 など

(4)スキルアップ・ステージアップの支援

就業経験等に応じた公的職業訓練、地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進

子育て女性等に対するマザーズハローワーク事業による就職支援 など

3. 待遇改善に向けた支援

働きに見合った処遇改善の推進

経済の好循環実現に向け、

- ・処遇改善に向けた「キャリアアップ助成金」の活用促進
- ・パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保
- ・最低賃金について幅広い周知を図る。

労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進するとともに、雇用保険被保険者資格取得届未提出事業者に対する対策を推進する。